

資料2 滝沢市空家等対策協議会運営要領を制定
することについて

滝沢市空家等対策協議会運営要領（案）

決定 令和 3年 9月 日

（趣旨）

第1条 この要領は、滝沢市空家等対策協議会設置条例（令和3年滝沢市条例第4号。以下「条例」という。）第1条に規定する滝沢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、会議の招集をするときは、開催の日から起算して7日前までに、会議の日時、場所及び協議事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

（会議の書面協議等）

第3条 会長は、次の各号に該当するときは、会長は前項の規定による委員の招集を行わず、書面により会議を開催し、協議又は議決（以下「協議等」という。）することができる。

（1）会議において事前に委員から書面による協議等の了承を得ているとき。

（2）緊急を要する事態が発生し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案と認めるとき。

2 前項の規定による協議等は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による協議等は、書面により回答をした委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による協議等を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

（会議の公開及び会議録等の公表）

第4条 会議の公開及び会議録等の公表については、滝沢市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱（平成21年滝沢村告示第59号。以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（会議の傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、所定の場所で傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴者に対し、傍聴券（様式第2号）を発行することができる。

3 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

第6条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

（1）凶器その他危険なものを所持している者

（2）人に危害を加えるおそれがあると認められる者

（3）粗暴又は酒気を帯びていると認められる者

（4）前各号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる

者

(会議録等の閲覧)

第7条 要綱第10条第2号に規定する会議録等の閲覧場所は、都市整備部都市政策課とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

附 則

この要領は、令和3年9月21日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

傍聴人受付簿
(第 回滝沢市空家等対策協議会)

受付番号	住 所	氏 名	連 絡 先	備 考

様式第2号(第5条関係)

傍 聴 券	NO
第 回 滝沢市空家等対策協議会	
滝沢市空家等対策協議会長	
年 月 日限り有効	

傍 聴 券	NO
第 回 滝沢市空家等対策協議会	
滝沢市空家等対策協議会長	
年 月 日限り有効	

傍 聴 券	NO
第 回 滝沢市空家等対策協議会	
滝沢市空家等対策協議会長	
年 月 日限り有効	